

全国民闘連ニュース

第51号

1991年

1月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F 8号
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Te: 06-972-1608
Tel 044-288-2997



第16回民闘連全国交流兵庫集会 ——報告特集号——

1990年11月23～25日の3日間、第16回民族差別と闘う連絡協議会全国交流兵庫集会が開催されました。「在日3世の民闘連運動と補償・人権法」というメインテーマのもとに533名の仲間が集まり、熱心な討議と交流が行われました。

民闘連の全国交流集会としては初めて「在日3世」を前面に押し出した今集会は、企画段階から青年中心に担われてきました。「共生」の分科会、「在日と女性差別」交流会、

スライド発表、文化交流会など、初めて設定された企画もありました。企画の甘さ、運営のまずさなどで、周囲の方々にもご迷惑をおかけしましたが、民闘連運動の新しい芽が身悶えしながらも膨らみ始めている……みなさんに少しでもそう感じていただけたとしたら幸いです。

集会は、初日の全体会の大沼保昭氏の記念講演が事務局の不手際もあって、急遽予定変更となり、変わって李仁夏民闘連代表の問題

提起を受けての在日3世によるシンポジウムが行われました。「在日韓国・朝鮮人の未来をどう考えるのか」と題されたこのシンポジウムでは、民族のアイデンティティー、日本人との共生、民族の自立などについて意見が交わされました。

続いて行われた班別交流会は、大学生、青年、公務員、民族教員、「在日と女性差別」(高校生交流会は翌日)が設定されました。特に、初の「在日と女性差別」交流会参加者の思いは強く、宿舎に戻って、深夜まで交流が続けられました。

2日目には9つの分科会が開かれました。土曜日とは言え、仕事を休んで参加した仲間も多く、人数の少なかった分科会でも、熱心な討論が行われていました。また、初の「共生」分科会は、様々な年齢層から高い関心を集め、最も多い参加者を集めました。

夜には、懇親会が持たれ、全国の仲間が交流を深めました。兵庫のオモニたちの手料理も大変おいしかったです。ありがとうございました。

最終日の午前中は在日3世たちのスライド発表会でした。八尾、高槻、兵庫、川崎、広島青年、大学生が、自分たちの生き方、思いを、スライドという形でメッセージにしま



第16回交流集会参加状況

地 区	人 数	石 川	
兵 庫	1 8 4	静 岡	1
大 阪	1 8 5	岐 阜	1
京 都	1 4	愛 知	4
奈 良	2 8	岡 山	1 1
和歌山	1	広 島	1 8
三 重	1 0	香 川	1 0
滋 賀	1	福 岡	4
神奈川	2 7	不 明	3
東 京	2 3		
埼 玉	3	合 計	5 3 3

した。午後には、文化交流会も行われていました。多くの方に御協力いただきました。大変ありがたく思っています。

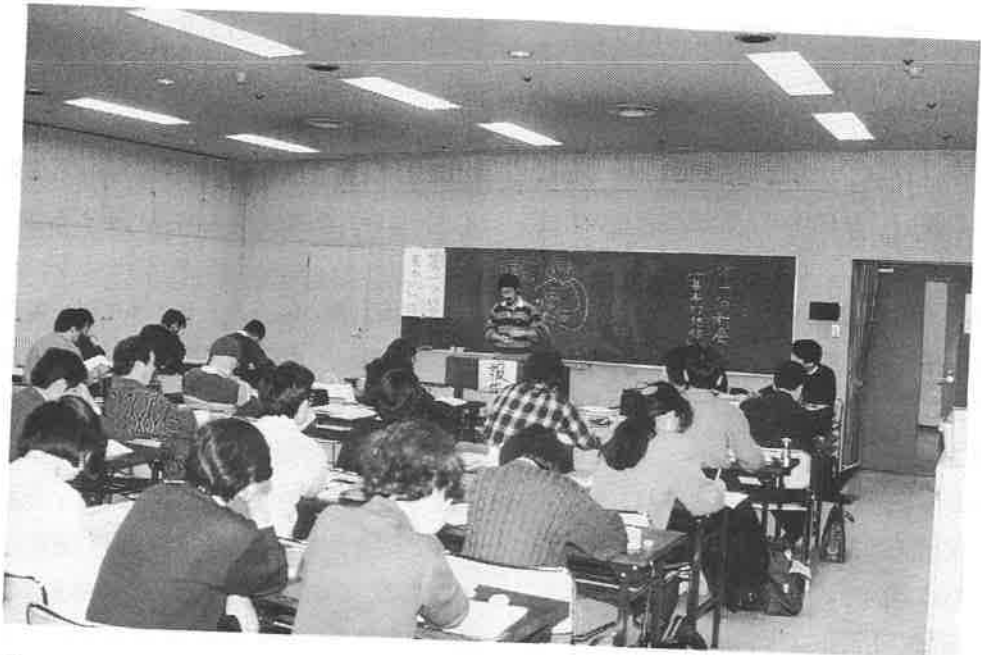
全体会では、国籍条項撤廃、梶山法相発言糾弾など4本の集会決議が採択され、最後に来年度開催地の大阪のメンバーから決意表明がなされ3日間に及ぶ集会を終えました。

今集会は、言うまでもなく、「在日3世」の力によってのみ成り立っていたわけではありません。在日1世、2世、日本人の熱い思いが集会をがっちり支えていたのです。とりわけ、地元の2世のオモニ、郵便局、日本人教員グループ、自治労兵庫県本部の方々には大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今回の全国民関連ニュースでは、その集会の様子を、特に、各分科会の状況を中心に報告します。今後の各地の取り組みの力添えになればと思います。

第1分科会 「基本的地位」

司会 崔久明(大阪民関連) 参加人数 50 (在日10)



「1991年問題」と今後の課題

梁堯氏(高槻むくげの会)

日韓国政府による91年協議の内容は、私たちが在韓国・朝鮮人にとっては不十分なものでした。在韓国・朝鮮人の切実な要求を反映したものとは言えず、またもや問題が先送りにされています。指紋押捺制度の廃止も、在日を管理の対象として捉えるという外登法の本質には迫るものとは言えません。

「私たちは朝鮮人ではあるけれども、はたして外国人なのだろうか」という疑問をもちます。「外国人」とは「帰るべき国のある人々」あるいは「通過者」をさすと思います。しかし、日本政府にとっては「しょせん在日

韓国・朝鮮人は外国人」であり、日本社会の構成員とは認めないという姿勢は、今回も変わりませんでした。あくまでも「外交問題」という位置付けです。

韓国の盧泰愚大統領にとっても、納税や徴兵など「国民の義務」を果たせない「分家」の在日の問題に本腰を入れるはずがありません。韓国世論を意識して、むしろ「天皇のお言葉」問題に重きを置いたように思えます。

在日問題は「外交問題」ではなく、日本国内における人権保障の問題であり、自ら勝ち取るべき課題です。私たちには、日本政府に問いかける権利があると思います。

また、私たちが日本社会で主体的に生きていくためには、日本社会に責任を持って生きることが求められていると思います。そして、

このことは、「1991年問題」の真の解決につながるのではないのでしょうか。

「1991年問題」と今後の課題

鄭宏溶(在留権訴訟を闘う会)

‘52年の法126号制定以降、‘65年の協定永住資格、‘82年の特例永住(一般永住)制度、‘90年の入管法改悪という流れを追っていくと、政府の在日韓国・朝鮮人政策が、その歴史性と特殊性を抹殺し、入管法体制の中に一元的に組み入れ、一般外国人として管理しようとするものであることがわかります。

‘85年、国籍法が改「正」され、父系主義から父母両系主義に変わり、国際結婚の間の子どもは建前では二重国籍となります。しかし、現在の不安定な権利状況をみる時、実際にはほとんどの場合が日本国籍を選択することになるでしょう。同化・排外の社会的システムは依然として一貫しています。

在日の法的地位は、無条件で永住権を認められ、在日として社会的諸権利を認められるものでなければなりません。日本国籍取得論も聞かれますが、現在の日本における国籍は

単一民族への参入の踏み絵にすぎないのではないかと思います。

真の問題の解決は政府間交渉によってもたらされるのではなく、日本国内での永続的な闘いによって初めて実現するのです。91年問題はある意味でそのスタートなのです。

16才の新規指紋押捺拒否者の現状と課題

朴聖子(トッカビ子ども会)

外登法の闘いは、大人レベルでは、転写拒否、受験拒否、切り替え拒否などの形で展開されていますが、16才の高校生たちも新規押捺拒否者への闘いを継続しています。

1988年の外登法改悪によって、指紋1回制と抱き合わせで16才の新規(初回)押捺拒否者への弾圧が強化されています。この高校生たちをいかに守っていくのか。これも外登法の闘いの大きな課題だと思います。

現行制度は、入管が自治体から送られてくる指紋原紙からラミネートカードを作成して自治体へ送り返すようになっていますが、私たちは自治体に対して、指紋原紙を入管へ送らず、自治体窓口で留保扱いとし、指定書を発行するよう要求しています。指定書の期限



は、1ヶ月ごと、3ヶ月ごと、学期ごとなど自治体によってバラバラです。

しかし、指紋のない原紙を入管に送り、指紋なしのカードを作成しているところもあります。指紋押捺拒否の時効は3年ですが、新規拒否者には切り替え期間を2年に短縮するという弾圧があるため時効とはなりません。自治体が「留保」ではなく「拒否」と位置付けると弾圧の対象とされてしまうのです。

拒否者を増やしていかないと弾圧が集中します。また、教育現場での外登法に対する学習も大切な作業だと思います。

反外登法の闘い・1990

本元茂夫(指紋カードをなくせ！)

1990年協議会)

1988年から始まった転写拒否の闘いに対して、多くの自治体は1ヶ月～6ヶ月の長期間の交付予定期間書を出し、これを更新するという姿勢を示しています。

一方、全く法律通りの取扱いに終始する自治体や、住居移転を理由に転写を強行した仙台市、指定書を更新せず転写を強行した山口市など、1985年大量切り替え時の地平を反故にしているケースも少なくありません。

切り替え拒否者を「告発しない」と表明した豊中市に対して、法務省が「切り替え拒否には厳正に対応し、自治体は告発すべき。豊中市への対応を考えたい」と語っています。しかし、韓国を刺激すること、運動の激化を招くことを恐れ、また、法的には同じ扱いの申請遅延者の逮捕が非現実的であるなどの理由から、現時点では弾圧に至っていません。

外登法問題は、91年協議の中で「決着」したかのように言われていますが、実際には本質的な解決には至らず、むしろこれを機に拒否者への弾圧に転じる恐れさえあります。国会への働きかけ、地域での活動等、これからの闘いが重要になってきています。

地方参政権を求める裁判について

金正圭(人としての権利を主張する会)

私たち2世は日本で生まれ、日本で育ち、日本人と共に学び、共に遊び、共に生き、日本語を完全に理解し、その生活様式も日本人と何ら異なるところがなく、納税の義務を果たし、地域社会に溶け込んでいます。歴史的な背景も合わせて考えるならば、社会構成員としての定住外国人あるいは、日本国籍を持たない内国人としてののしかるべき処遇を受けて当然だと思うのです。

ところが私たちには参政権がありません。そのため私たち自身の市民的権利の主張も受け入れられません。一部の日本人が持つ私たちに対する根強い偏見はそのままになっています。参政権を得ることでこの状況を打開し子孫に引き継いでいきたいのです。

裁判は、大阪市北区など5区の選挙管理委員会が行った選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定の取り消しを求めるものです。理由は、在日に選挙権を認めていない公職選挙法、地方自治法は、法の下での平等を定めた憲法14条に違反するからです。

日本に国際社会のリーダーとしての自覚と良識を示して欲しいと思います。

第2分科会

「教育」

司会 柳茂治(神戸女学院高校教員)

参加人数 30 (在日7)



奈良県外教の設立について

金井秀樹(奈良県外国人教育研究会)

1990年6月6日、500名を越える県下の教育関係者が集り、奈良県外国人教育研究会(県外教)結成総会が持たれました。その目的は「人間尊重の精神に基づいた真の民主教育を確率するために、民族的偏見と差別をなくし、排外と同化の思想を克服する教育研究と実践を創造すること」とあります。

県外教第1回学習会は400名の参加で成功し、全朝教大阪大会には奈良県から250名が参加しています。差別と排外を撃つ教育実践は着実に前進し、来年度全朝教奈良大会成功にむけ、意気は高まっています。

11月7日には県外教の第1回研究集会を開催しました。そのスローガンは、「『本名を呼び名のる』教育実践をおしすすめ、真の国際化を実現するため差別と排外を克服し、〈在日〉を共に生きる社会をめざそう!」というものです。実践課題として ①本名を呼び、名の取り組み ②朝鮮学習の自主編成 ③朝鮮人同士を結ぶ ④在日1世の思いに子どもたちをつなぐ ⑤進路保障 の5つを掲げています。

大きくなるにつれて、自らを「いや」な存在と自覚させられ、「恐れながら生活をしなければならぬ」在日の子どもたちと日本人の子どもたちが、〈在日〉をともに生きる社会にするため、日本の学校の中でこそ差別と排外を撃つ教育実践を創造しよう!

鄭判秀裁判の経過と判決報告

福長 修(市立尼崎高校教員)

1945年の独立解放以後、民族学校は自主運営されましたが、政府はこれを弾圧し、閉鎖を強行しました。その結果、朝鮮人生徒は日本学校への転学を余儀なくされました。

行政は現場の混乱をおさえるため、妥協の産物として伊丹北中学校にも1950年民族学級を開設しましたが、その後は黙殺をつづけ、鄭判秀氏は非常勤講師身分のまま、民族学級には教材の他、チョーク1本、わら半紙1枚も支給しませんでした。

それでも鄭判秀先生は16年間、一人で民族学級を担い続けてきました。総連一色の教育方針が「在日」の現状とズレを生じてきたこと、総連が民族学級から民族学校への転学方針を打ち出したこと、民団による批判が噴出したことなど、窮地に追い込まれたのは確かですが、それによって鄭判秀先生の実践を否定してしまうことは誰にもできません。

しかし、1975年6月、兵庫県教委は、「教員としての適格性に欠ける」として突然鄭先生に解雇を通知したのです。「校長命令に従わぬ」「教育を不法占拠した」「生徒、

保護者とトラブルを起こした」……。そして1990年6月20日、神戸地裁までが「処分適法」の判決を下しました。

残念ながら鄭判秀先生は既に故人となっていますが、兵庫の地で再び民族教育の灯をともしねばならないと思います。

川崎ふれあい教育・桜本小学校の例

高橋 薫(川崎市立桜本小学校教員)

桜本小学校は、全児童357名のうち65名が在日韓国・朝鮮人です。それだけに、国際認識を育てることは特に重要で、お互いの良さを認め合い、助け合っていくという“ぬくもり”のある人間関係を育て、その中で人権問題を取り上げる実践を進めてきました。

実践授業では、朝鮮民話を読んだり、民族楽器を演奏したりすることを通じて韓国・朝鮮の文化、風習に慣れ親しませ、人権意識に働きかけを行っています。

また、学校と家庭、地域との結び付きを大切にするために、毎年秋に「ふれあい祭り」を実施しています。

子ども達の韓国・朝鮮に対する意識も年々高まり、チョゴリを違和感なく着たり、韓国



・朝鮮に「私も行ってみたい」と感じたりする日本人児童の姿があります。

親の意識も変化してきました。“寝た子を起すな”の考え方だった父母が、公開授業を参観し、時には教師に代わって子どもに韓国・朝鮮の文化の話をしてくれるまでになりました。「韓国・朝鮮については口に出してはいけない」と言っていた日本人の親とも、本音で語り合えるようになってきました。

大阪における民族学級の制度保障問題
姜 聖律(民族教員促進協議会)

大阪府下の公立小・中学校に在籍している同胞の子ども約2万3千人に対し、民族講師を招いて民族学級を設ける取り組みが行われています(小学校38校、中学校27校)。民族学校は大別すると、①「非常勤講師」待遇で大阪府の教育委員会が給与を保障する ②市の行政が講師謝礼等を予算措置して支給する(東大阪市、摂津市) ③行政からの保障が全くない“ボランティア”(大阪市内の大部分)の3つのケースに分かれます。

数的には③が多く、財源は保護者や教師のカンパだけで、実質、講師の交通費程度。熱

意だけではどうしようもなくなり、無念の思いで民族講師をやめていく人もいます。

1990年に入って、教組との連携で署名活動を展開し、600人の集会をもち、行政交渉も行っています。しかし「文部省の方針が明確でない」ことを理由に、依然、教育委員会は決断を渋っているのが現状です。

「オモニの会」と「考える会」の共闘
朴 典子(西宮オモニの会)
船橋正樹(西宮考える会)

1985年7月6日、西宮甲山高校2年生文剛君の自死以降、兵庫県教委交渉、甲山校長交渉、文剛君追悼集会を続けています。悲劇を繰り返してはいけないという思いが西宮の取り組みの原点です。市民の間で「甲山差別落書きを考える会」が結成され、教師の間で「西宮考える会」が結成されました。

西宮市教組では在日韓国・朝鮮人教育部が組織内に確立され、自主教材リーフレットとして「アンニョンハセヨーよりよき隣人としてー」が市内の園児、児童、生徒6万人に年2回無料配布されています。教員用指導の手引きとも発行されました。

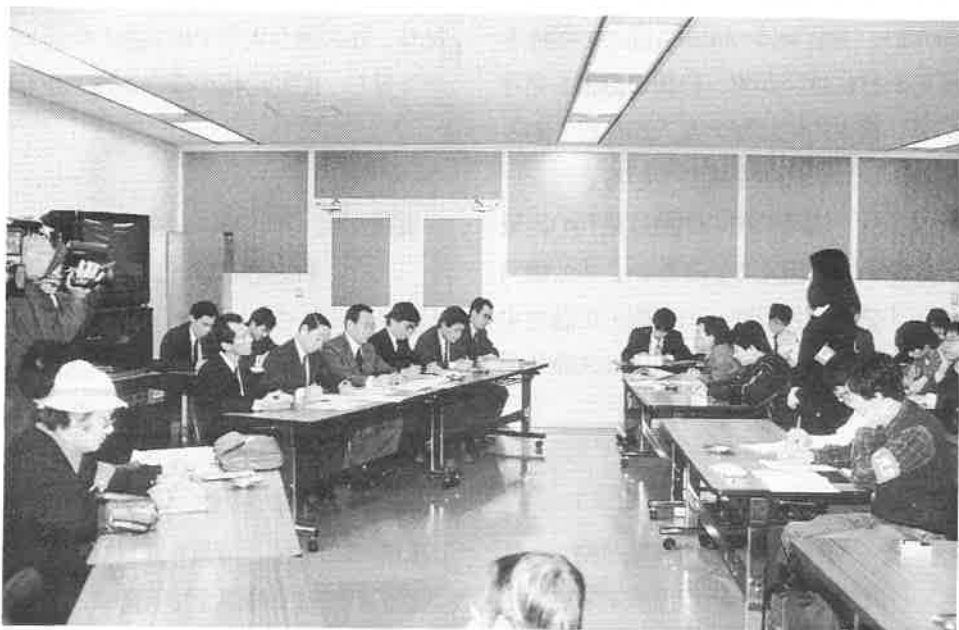
「何故、うちには就学通知がこないのか」というオモニの告発をきっかけに、西宮市在日外国人児童・生徒保護者の会(オモニの会)も結成されました。考える会との連名で市教委に対する要請文も作成しました。

「入学案内書」が各家庭に送付されるようになり、卒業証書の本名記載、西暦記入も実現しました。オモニ達は声をあげていくことの大切さを身をもって体験していきました。



第3分科会 「公務員国籍条項」

司会 黄光男(兵庫民関連) 参加人数 46(在日10)



神戸市交渉

午前中、約50名が神戸市役所に出向きました。市側は国際課長、人事委員会任用審査課長他4名が出席。冒頭に「神戸市職員の国籍条項撤廃を求める要請書」を提出。各地から神戸市へ意見・要望が述べられました。

●12月に神戸で行われる人権シンポジウムで神戸市長による国籍条項撤廃宣言をしてほしい。(神戸「白君を支える会」)

●神戸市の態度が全国の自治体の姿勢を変える。率先しての完全撤廃を望む。(岡山)

●当局は当然の法理を理由にするが、誰もその中身をきっちりと説明できない。在日3世にもなっているのになぜなのか。(福岡)

●国際化といっても、頭にあるのは欧米人のことばかりで、足元の在日韓国・朝鮮人を無視しているのではないか。(横浜)

●在日で公務員として働いている私は、市の戸籍課にいるが何の問題もない。尼崎では私を含めて13人が在日外国人公務員として働いている。(尼崎の同胞公務員)

●在日の生徒から公務員になりたいと言われたが川崎市は現業職しかないので他を勧めることしかできず悔しかった。(川崎)

●在日が郵便外務職員として働き始めて周囲の意識も変わり始めている。(大阪「郵便局同胞の会」)

●同胞学生への就職差別は今も厳しい。文君に対する差別落書事件也多発している。ただ就職差別をなくしたいだけなのに。(文君)

の大阪市受験を認めさせる会)

●現業職から一般事務職への転職試験の国籍条項撤廃の取り組みを進めている。東京都では具体的な検討が行われている。(東京)

神戸市側は次のように答えています。

人事委員会任用課長……要望書をよく検討してみたい。国籍条項の問題は国との関係を見守っている。個人的には妹の友人が在日であるので、ジレンマ、痛みを感じている。

国際課長……国籍条項の問題は裁判の結果がどうであれ取り組んでいきたい。「公権力の行使」「公の意思形成への参画」に該当する職務の検討は難しい。個人的には国籍条項は好ましくないと思っている。

実践交流・大阪市国籍条項撤廃運動
文公輝(大阪市立大学学生)

6月13日毎日新聞はトップで「大阪市国籍条項撤廃へ」と報道しました。ところが翌日願書を出そうとすると「資格がないのでダメ!」の一点張り。「国の見解にならただけ」という市に何度も抗議しましたが、とうとう試験日が過ぎ、受験できませんでした。

来年度撤廃に向け、8月には「公務員採用の国籍条項撤廃を求める大阪連絡会議」が自治労大阪、大阪教組、部落解放共闘、大阪民闘連など7団体で結成され、市・府や自治省への申し入れ、署名活動など行っています。

私の自宅や、大阪民闘連へ差別投書が届いたり、私の通う大学では名指しの差別落書きが多発し、問題の根の深さを感じました。

実践交流・神戸市国籍条項違憲訴訟
竹之内富雄(白君を支える会)

提訴以来5年が経過し、公判回数も23回を数えます。第18・19回公判で行政法学者の岡崎勝彦島根大教授が、第20・21回公判では憲法学者の浦部法穂神戸大教授が、国籍条項の違法、違憲を証言し、第22・23回公判では兵庫県下で実際に一般事務職として勤務している在職17年目、14年目の2人の在日青年が実際の公務員生活を証言し国籍条項の差別性を照らし出しました。

提訴以来、「裁判で係争中」を理由に自主的判斷を放棄し続けてきた神戸市ですが、この間、少しずつ変化を見せ始めています。

兵庫民闘連との話し合いの中でも、教育や



啓発の具体的な取り組みを進める上で、国籍条項が一貫した施策を講じる大きな妨げとなっているため、市内部にも「撤廃すべし」の声が存在していることが語られていました。

実践交流・東京23区国籍条項撤廃闘争
金泰和(東京杉並区公務員)

東京都23区の一般職には「日本国籍に限る」という国籍条項が設けられています。

1989年7月、在日韓国人2世の金泰和さんが、給食調理員から事務職への転職を希望したところ、杉並区側は韓国籍を理由に転職試験受験を認めませんでした。再三にわたる話し合いを行いました、行政側は全く誠意のない対応に終始しました。

90年7月、再び願書を提出にいきましたが、前年同様、受け取りは拒否されました。「国籍条項の撤廃は東京23区共同でやるもので杉並区単独ではできないし、やらない」という責任逃れをするばかりです。

杉並区も「国際化」ばやりの時勢にのって在日外国人を招いて懇談会など開いていますが、定住外国人の人権や生活を無視した「国際化」とは一体なんなのでしょう。

実践交流・埼玉県教員国籍条項撤廃運動
江藤善昭(埼玉県教員採用の国籍条項
の撤廃を求める会)

90年春、美術短大を卒業した安谷子さんは小さい頃から美術の教師になることを夢見ましたが、「韓国人だからダメ」と親は言い

ました。でも、どうして?という疑問は晴れず、悲しい思いは消えません。

夢を捨て切れず、国籍条項のない神奈川で教員採用試験の願書を出しましたが、“韓国人は先生になれない”。この言葉が頭から離れず、当日、彼女は試験を受けませんでした。

そんな時、耳にしたのが「講師だったら韓国人にもなれる」という話です。彼女は期待に胸ふくらませましたが、埼玉県は講師でさえも国籍をタテに応募を断ったのです。

「なぜ、先生になれないの?」日本で生まれ育った彼女の疑問と憤りはあまりにも当然のものです。10年前の林賢一君の死の教訓が生かされていない現実を、安さんの夢の実現を通じて変革していきたいと思います。

実践交流・福岡教員採用問題
周人植(周人植君の裁判を支える会)

1989年に始まった裁判も、第6回口頭弁論ではついに被告側の証人(文部省人事課の役人)の尋問が行われました。

「公務員には国家に対する忠誠心が必要なので日本国籍が必要」「募集要項に国籍条項が明記されていようといまいと、日本国籍が必要であることには変わらない」「外国人が教員に採用されている府県は、政府の統一見解からすれば違法である」こんなことが今だに法廷で語られている現実正直言って驚いています。

しかし、こうした「証言」をただ批判することに終始するのではなく、積極的な価値として「在日」教師が必要なのだということをも主張していきたいと思います。

第4分科会

「生活」

司会 金秀一(川崎ふれあい館) 参加人数 30(在日8)



障害者年金の国籍条項撤廃を求めて
北川敏雄(東灘郵便局部落解放研究所)

日本人の場合、20才以前に障害者になった場合には掛け金を払わずとも20才を過ぎた時点で1～2級で7～5万円が支給されます。ところが在日外国人障害者の場合、82年の法改正の時点で20才を超えていた場合には年金制度が適用されません。

台湾出身の在日3世、竹中漢邦さんも82年当時30才であったため、無年金者とされました。漢邦さんは生活の術を得るためにと帰化しますが、それでも年金の「対象外」であったことには変わりなかったのです。

「障害者年金の国籍条項を撤廃させる会」

は厚生省交渉、神戸市交渉を行っています。自治体の中には「お情け程度」であっても高知市や高槻市のように独自措置で一定額を支給している所もあります。神戸市でもようやく「撤廃させる会」の陳情書が議会で採択されました。(1991年2月、年額18万円の支給が決定しました)

入居差別撤廃の取り組み

斐建一(入居差別を考える会)

提訴以来1年半が経過します。家主は「個人の持ち物だから入居拒否は勝手」と言っていたが、最近では「斐さんのカレーショップが小さくて客が少ないので支払能力が不

安になり入居拒否した」と言っています。

大阪府は、「宅地建物取引業法」の解釈をねじ曲げ、入居差別の是正には同法を適用できないというのです。しかし、79年には同法を用いて差別業者を「聴聞」にかけています。府自身、非常に大きな自己矛盾にぶちあたっています。

不動産業者への実態調査では、韓国・朝鮮籍であることを告げた途端に大半の物件の紹介を断られました。貴重な資料となったものの、そのショックは非常に大きかったです。

「入居差別ホットライン」を設けましたが在日からの訴えは少なく、差別に対して諦めている同胞の姿が浮かび上がってきました。

「水商売・土木関係者お断り」などの物件も多く、日本人の問題でもあると思います。

在日独居老人の同胞ヘルパー保障問題

吉崎篤志(高槻むくげの会)

高槻市に住む在日韓国・朝鮮人独居老人Aさんはぜんそくが悪化し、家事をするにも体がいいうことをきかない状況です。まわりが日本人ばかりの病院にいるより、自宅で生活したいという思いをもっていますが、そのため



にはヘルパーが必要です。もちろん同胞ヘルパーです。

しかし、日本人感覚から抜け出せない高槻市行政の答えは「日本人ヘルパーで十分対応できる」というものです。

まず、実態を把握するとともに、まさに戦後補償の問題としても訴えていきたいと思います。

青年の中では「一世とどう関わっていくのか」と課題も浮かび上がってきてます。

川崎信用農協就職差別事件について

山本重耳(神奈川高教組)

川崎信用農協は、就職差別行為を全面的に認め、90年5月に公式謝罪し、人権研修の実施、在日韓国・朝鮮人職員の積極的採用なども確約しました。

しかし、「国籍がわかった段階で学校を回って応募をやめてもらっている」「30年来つきあっている学校では受ける生徒を絞ってもらっている」という川信農の発言。「後輩の日本人生徒に不利になる」「一企業を叩くより、『在日でも』とってくれる企業をたくさん知ることのほうが先決だ」という教員の発言。これらは、問われるべきは川信農の差別体質だけではなく、学校の進路指導のあり方そのものでもあることを明らかにします。

また、行政の指導責任も問われなければなりません。「これまでも指導してきたし、就職差別の報告も受けていないので就職差別があるかどうかはわからない」と答えるだけで行政指導の不十分性を認識している様子は見られません。



西宮在日外国人保護者の会活動

李鍾順(西宮保護者の会)

自分を偽って日本人の振りをした中学・高校の頃の苦い経験から2人の子どもには本名しかつけていません。

ある日、子どもが学校で差別発言を受けました。「文句があるなら、韓国へ帰れ」「朝鮮人が人のこと注意する資格なんてない」

それでも、本名だったからこそ差別が見えるし、正すこともできるし、友達にも守ってもらえます。ところが、その場に通名の子がいたらその子はもっと傷ついたでしょう。

西宮市内の公立学校の在日は95%が通名です。その子たちがどんな思いで日々を過ごしているのか。なぜ在日の子には就学通知すら来ないのか。私たち保護者は今まで一体何をしていたのかと思わずにはいられません。

現在、保護者の会で西宮市交渉を行っています。その中で、同胞に励まされたり、「考える会」の先生方に出会い、教師不振が払拭されたりしてきました。これからもドンドン私たちの輪を広げていきたいと思っています。

伊丹サラムの会の活動

金慶子(伊丹サラムの会)

20才までは絶対に帰化して日本人と結婚しようと思っていました。朝鮮人であることを隠し続けてきました。

ところが、ある日、職場の社長の机に「朝鮮人を雇った覚えはない」という落書を見つけ、このままでいいのかと思い始め、同胞企業に転職し、自分を取り戻していきました。

87年に伊丹の公民館で開催された「朝鮮人問題を考える」講座に通い、課程終了後、その仲間で自主的に「伊丹サラムの会」を結成しました。

毎月1回の例会は90年9月で実に31回を迎えます。6月の新屋英子さんの「白いチョゴリの被爆者」の公演(第29回例会)では、横なぐりの雨の中、300名以上の参加者がありました。

こうした積み重ねの中で、小2の娘の先生から、学校で子どもたちに民族舞踊と言葉を教えてほしいと頼まれました。子どもたちの感性はすぐ素直で、逆に私たち自身が勇気づけられました。

第5分科会

「共生」

司会 金義徹(大阪民闘連)

参加人数 77 (在日25)

在日社会も、3世、4世の時代へと移り変わろうとするなかで、「民族」のあり様、民族差別のあり様、日本社会との関わり方なども、少しずつ変化を見せ始めているのではないだろうか……こうした声を様々な機会に耳にします。「共に生きる」というテーマを民闘連は掲げていますが、在日韓国・朝鮮人と日本人の間には、これまでの「民族差別と闘う」という枠組だけでは捉え切れないテーマも浮上してきているのかも知れません。

こうした思いから、第5分科会「共生」が生まれました。民族、国籍、帰化、文化、国際結婚、民族差別、日本人との「共闘」などについて話し合いながら、「共生」の中身を掘下げていこうというのがねらいでした。在日3世パネリストの発言に会場の意見をから

ませていくという形態で進められました。

<パネリスト>

金宣吉(神奈川) 李起雨(広島)

金浩二(兵庫) 文美実(大阪)

鄭瑛恵(広島) 金義徹(大阪)

日本人との「共生」と在日の「自立」

「在日も日本社会を構成しているのだから社会を担っていく責任は日本人と同じだけある。差別によって教育と金を奪われてきたことも確かだが、自分のことで精一杯で他のことはおきざりにしてきたことは、謙虚に受け止めたい。」

「やってあげる、やってもらってる、とい



う『アンクル・トムの関係』は今でも変わっていない。」

「一生懸命関わろうとする日本人の姿を見ると頭が下がる思いがするが、日本人は在日韓国・朝鮮人の言うことには勝てないという図式から抜け出せないままにいる。」

「若い在日のなかでも権利意識が衰退している。差別があっても、変えていこうとする気持ちを持てていない。そのことを抜きにして『共生』を語ると非常に抽象的になる。」

「日本人と在日韓国・朝鮮人の出会いのレベルは色々だと思う。今自分が向き合っている日本人とはお互いのことを全く知らないというレベル。」

「告発されなかったら動かない日本人の甘えもある。在日は指紋押捺拒否をしたが、本当にその問題を自分のこととして考えるなら日本人は戸籍制度の矛盾に気付き、戸籍拒否をしてもよかったのではないか。」

「ビビンバのように混ざることによっておもしろくなる社会に。在日が在日であることを殺されないような社会に。」

「良心的日本人の贖罪意識は、差別と向き合うように在日に迫ることを難しくした。在日もそれに甘えた。ともに生きていくには、お互いの点検、突きつけ合いが必要だ。」

「(フロア) 民関連の場では在日の側が日本人に対して圧倒的に突きつけている。日本人の側はどうしてもお通夜になってしまう。この構図をどこかでつぶさなくては。」

国際結婚について

「日本人との結婚を考えたことがあるが、同化につながっていくのではと考えて断念した。特に、女性の場合、日本人と結婚したら民族性がほとんど出せない。」

「(フロア) 弟が日本人と結婚したが、その妻は日本国籍を離脱した。変に相手に合わせようすると破綻をきたすことも多い。」

「親から日本人とは結婚すると言われ、避けてきた部分もある。でも相手が本国の人の場合でも在日は『朝鮮人のくせにこんなこともわからないのか』とときたりや文化を強要され『朝鮮人』に『同化』されます。一緒に暮らすのなら、日本人であっても女性差別や民族差別のことを考えている人の方が楽じゃないかというのが本音です。」

「(フロア) 人権問題に関わる人達が、自分の民族性を守るために日本人と結婚しないというのは納得できない。」



「(フロア) 国籍がどうこうではなくて、この人だから結婚するというのでない…」

「(フロア) 日本国籍のままで相手(韓国籍)の姓を名乗っている。彼の父をアボジと呼びながら、彼の家族の中で日本人としてのアイデンティティーをどう守るのか考えていきたい。自分なりに納得のいった時には、元の姓に戻したいという気持ちもある。」

「『愛があれば国籍なんて』という考え方は恐い。二人が差別と向き合って生きていなければ、結局在日が切り捨てられる。」

帰化・国籍選択について

「帰化自体は悪いとは思わない。だけど、制度の十指指紋、収入とか、人間関係とか調べられるのはいや。」

「目指しているのはこの社会で違いを認めあって生きること。多数者にまわって問題を置き去りにするようだから帰化には反対。」

「権利としての日本国籍取得を言う時期ではない。実態として同化の促進につながるものが避けられないのが現状だ。」

「帰化制度に反対することと、帰化者を排除することと、日本国籍を持つことは、意味が違う。在日からの日本国籍剥奪の不法性を明らかにし、在日の日本国籍を確認することは日本の補償責任を明らかにすること。」

「帰化しても民族差別に反対する生き方はできるのではないか。」

「たとえ帰化しても援護年金や障害者年金はとれない。国籍をとれば権利が生まれるというのは幻想ではないか。」

「(フロア) 日頃は通名で生活している子

でも、結婚は同胞としていたいと思っている場合が多い。日本社会の排外主義に負けないためには、もっと民族や国籍にこだわる必要があるのではないか」

「(フロア) 帰化がいくらおかしいと知っていても帰化せざるを得ない人もいる。なのに、帰化者や在日ダブルは『二流の在日』と見られてしまう。彼等に民族差別と闘う生き方をどう示していくのか。」

「帰化者に対して、帰化は反対やとストレートに言うことが、帰化者への差別を作らないための第一歩ではないだろうか。」

会場からの発言

「補償・人権法のなかでは、内外人平等の観点から家族登録制を打ち出しているが、戸籍制度や天皇制につながるのではないか。」

「日本人からの共生を考えたい。在日から『ええ日本人』と言われるのはしんどい。もっと具体的なところで、在日のネットワーク作りを共に進めていきたい。」

「在日韓国・朝鮮人として、自分がこれからどう生きていくべきなのか悩んでいる。そんな思いをもっと聞きたかった。」

「在日3世として、一体これからどう生きていくのかという素直な力強い思いを聞きたかった。」

「『本名を名乗ったけれども社会に出てみたら朝鮮人だと口に出すことすらできない』この言葉は日本人教師への告発であったが、今、同じ朝鮮人への告発として受け止める必要がある。もっと、在日の自立について、在日自身がもっと真剣に考えるべき。」

第6分科会 「地域教育」

司会 李清美(トッカビ子ども会) 金博明(高槻むくげの会) 参加数14(在日6)

高槻における子ども会活動

金博明(高槻むくげの会)

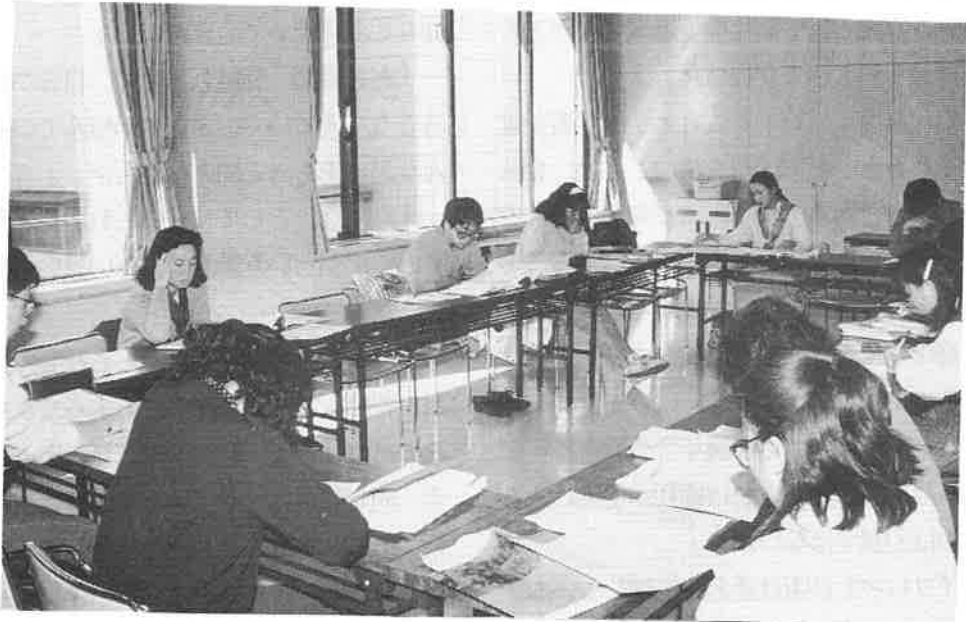
85年から、子ども会などの在日韓国・朝鮮人教育事業は高槻市教育委員会が責任をもつことになりました。子ども会には「学校子ども会」と「地域子ども会」があり、前者は市内7つの小中学校で課外活動の一つとして位置付けられています。後者は、軍需地下工場トンネル「タチソ」に従事した人達が集住した成合、別所、中央の3地域で小中学生約50～60人を対象に行われています。

子どもたちは「在日」であることを自然なこととして捉え、「朝鮮人」が嫌だという意識もあまりないようです。「私朝鮮人やで」

「今から子ども会行くねん」と日本人の友達に言う姿を見ると、地域子ども会の意義を実感します。友達に「韓国人こわい」と言われて、それに反発して見せる子どももいます。

しかし、「在日」であることを自覚し、その必要性から子ども会に参加するという意識ではなく、子ども会があるから行くという意識にさせてしまっている状況もあります。民族差別事件の続発のなか、「私は差別を受けたことがない」と言い、考えることを避ける子どもたちの姿とつながってきます。

今後の一番の課題は、保護者の組織化にあると思います。保護者と子どもの話はできても子ども会の話はあまりできていません。保護者・学校・子ども会の連携で、活動の「上滑り」状況を克服していきたいです。





そういう意味で、歌と踊りの集いに保護者たちが初めて出演したことを、大きなきっかけにしていきたいと思います。

信愛塾と「闘う会」

矢田俊郎(横浜・信愛塾)

週4回、月謝をとって学習塾を開いています。小学生は7名(在日ゼロ)、中・高生は4名(在日1名)です。

1978年の発足当時は、学習を通して在日としての「ほこりと自覚」を持たせることが基本方針の一つでしたが、在日の子どもたちの参加は少なく、学習活動だけが一人歩いている感があります。

在日の子どもたちにとっての信愛塾は、学力をつけるための勉強の場というより、たまり場のような所です。そこでは、日常生活の「楽しくない話」や複雑な思いが見えてきます。今だに私立高校が入学に際して国籍条項を設けているぐらいですから、彼等の置かれている現状は楽しくない出来事だらけです。

指紋カードの問題で悩んでいる子どもに対して、専従一人という体制の中で、どう対応していけばいいのかと思うこともあります。

「横浜の民族差別と闘う会」と信愛塾のかねあいもむずかしくなっています。現場をあずかるものが、どれだけ周囲の仲間働きかけるのかが問われていると思います。

東大阪蛇草人権の会

金永煥(蛇草人権の会)

東大阪市の生野区(大阪市)に近いので、在日韓国・朝鮮人が多いです。これまで、部落解放奨学金の在日への支給要求、教育指針や在日外国人の人権に関する基本指針の策定要求など、対市交渉も展開してきました。

子ども会(アリランの会)は、15~30名が集まっています。高校生部会は、生活のためにアルバイトしている子が多く、雑談程度で終わることもありますが、やはり、外登法問題なども話題に上ります。

最近、朝鮮語学級で“ちょうせんしね、”という差別落書、4件みつけました。子どもたちは、ビラまきやアピールをして頑張りました。しかし、在日に民族教育をしても、日本人に教育されていないのでは同じ事が起きます。PTAでも話がなされていません。市行政も、政治問題が入ってくるので差別問

題を取り扱わないという姿勢です。
市は子ども会活動を、八尾と同じように、
同和対策の一つとして位置付けるにとどまっ
ています。今後は、高槻のように独自の位置
付けを勝ち取っていききたいと思います。

八尾における子ども会活動

李清美(八尾トッカビ子ども会)

八尾市安中地区では16年前に中学生の非
行問題が起りました。ところが非行に走る
子どもの半分は在日の子たちでした。その子
たちの生活と学力の問題を解決するため、地
域のオモニや青年たちが中心になって、トッ
カビ子ども会を発足させました。靴下やキム
チの販売、アルバイトなどで活動資金を作り
ながらの運営でした。

その後の行政交渉で、安中青少年会館分室
という位置付けを勝ち取りましたが、これは
あくまで同和対策の一貫でしかなく、又、建
物もプレハブのままです。

これに対し、独自の位置付けによる八尾市
全体の民族教育への保障を要求しています。
市内の竹淵地区は同和地区外ですが在日多住
地域です。竹淵でトッカビ子ども会を発足し
ましたが行政保障は全くありません。その行
政保障を勝ち取るには、民族教育の独自の位
置付けが必要なのです。

そういう意味では90年6月、子ども会発
足以来の要求であった「八尾市外国人教育基
本指針」が策定されたのは大きな前進です。

地域上がりの子ども会指導員の育成や、イ
ベントに保護者、青年、高校生の声をもっと
反映させることなど、今後の課題としていき

たいと思います。また、親の子どもの見方や
生活も変化しているので、そこをしっかりと指
導員自身が把握しなければなりません。

民族保育から芽生えるもの

鄭月順(川崎・青丘社)

桜本保育園の民族保育の実践もおおよそ20
年を迎え、現在、15人の職員が60人の子
どもたちの保育にあたっています。

3世に同じ思いを味あわせたくないという
2世の保母の信念が反差別の目標を生んだけ
れども、3世の保母が誕生するに至って、当
初の価値観や生きざまが伝わりにくくなって
います。

文化を取り入れ、韓国・朝鮮の素晴らしさ
を伝え、子どもの変化を求めています。そ
れだけではやはり日本で在日として生きるた
めの力にはなりません。小学校から運動会へ
招待され、園児たちは農楽を演じてきました
が、「大変だから」と招待を断ってしまうと
いうことがありました。地域の中で日本人と
ともに自分の喜びを表現できる子どもを育て
るという視点が弱くなってしまった結果と反
省しています。

20年たった今も日本社会の根深い差別意
識とそこで育つ子どものしんどさは変わりま
せん。まだまだ民族保育は必要です。

そんな中、3世の保母が保育を通じて初め
て自分の本名を名乗りはじめる姿があり、新
しい民族保育を模索しはじめている姿あり
ます。この新しい波に大いなる希望を託した
いと思います。

第7分科会 「戦後補償」

司会 孫敏男(兵庫民闘連) 参加人数 58(在日15)



兵庫の地下工場と西宮甲陽園地下工場跡
徐根植(兵庫朝鮮関係研究所)

終戦前の日本人労働者不足のなかで強制連行された朝鮮人労働者が地下工場の建設に従事させられました。兵庫県内では北条(川西航空機)、広野(住友プロペラ)、柏原(東洋ベアリング)、苦楽園(川西航空機)、芦屋(川西航空機)、甲陽園(川西航空機)の6ヶ所が調査を進めていますが、今や、宅地開発の波で破壊されつつあります。

加西市などは、保存の申し入れをしたにもかかわらず取り壊されてしまい、行政が調査を実施した甲陽園(西宮市)も、保存については今だ約束されていません。

強制連行という歴史的事実を実物で証明できる唯一の施設が次々に消されていこうとしています。強制連行の記録は、資料は残るけれども、トンネルは壊れ、体験者は死んでいきます。1番目には朝鮮人の聞き取り調査をすること、そして跡地を保存することが今こそ大切だと思うのです。

「タチソ」保存運動について
吉崎篤志(「タチソ」を保存する会)

「タチソ」とは「高槻地下倉庫」の略称です。この軍需工場建設のために約3500人の朝鮮人が過酷な労働を強いられました。

戦後45年を経て、この高槻成合の軍需工

場跡は土砂崩れなどにより、徐々に風化されてきています。この隠された事実を市民一人ひとりの手で明らかにし、侵略戦争の歴史を後世に伝えていくこと、そして、「タチソ」を保存していくことは、在日韓国・朝鮮人と日本人が共に生きる社会を目指す上では不可欠のことだと思います。

90年4月に「高槻『タチソ』を保存する会」が発足し、署名活動をはじめ、何十回に及ぶ見学会の実施、調査、全国各地のグループとの交流、更には市・府との行政交渉などを展開しています。行政の対応は、資料保存はするが現物保存は認められない、というものです。また、最近では、犠牲者のための慰霊碑建設運動にも取り組んでいます。

戦時労務動員とその戦後処理

金英達（神戸むくげの会）

まず国家の戦後責任が明確にされ、その責任の認識の上に具体的な戦後処理が検討されて、その結果として戦後補償が行われるわけですから、戦後補償問題というのは、そうした一連の作業がなされないまま現在まで放置され続けているという問題と考えられるでし

ょう。

日本による朝鮮民衆の侵略戦争への動員には軍事動員と労務動員の2つがありますが、ここでいう強制連行とは労務動員をさしています。強制労働に加え、民族的差別・虐待など大きな問題を含んでいたことは今更言うまでもありません。

これに対し、解放後すぐに在日朝鮮人総連盟（朝連）は個別企業に対して戦後補償要求運動を行っています。差別賃金補償、死亡者・傷病者への慰謝料の支給、総合的情報の提供などが要求項目に掲げられています。朝連の文化活動への協力要求がなされたりもしました。

ところが、日本政府の対応は、朝連の要求は不当であるとか、朝連には代理権がないなどに終始し、それどころか、朝鮮人を使用した企業に国家補償を行うというあり様です。

1949年、朝連に対して解放命令が出され、当時の活動の記録、調査報告は公安に押収・処分され、今だにみつかりません。このことが、今日の戦後補償運動の大きな障害となっているのです。

兵庫県に労務動員数の調査を依頼したところ、「プライバシーの侵害」を理由に受け付けられませんでした。



日本の戦後補償と援護法

田中宏(愛知県立大学教授)

GHQの占領下においては、軍人恩給は停止されていました。日本の侵略政策の最大の源となった世襲軍人階級に対する特権的な取扱につながると考えられたからです。

しかし、1952年4月28日のサンフランシスコ平和条約によってGHQの占領から解かれるや否や、日本政府は4月30日に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を制定しました。そして、これには国籍条項があり、朝鮮人はその対象外にされたのです。

その後、ドキュメンタリー『忘れられた皇軍』に登場する「元日本軍在日韓国人傷痍軍人会」の17人の訴えに対して、「帰化」によって遺族援護法を適用するという特別措置がとられました。(1962・9・22)

ところが、1966年には、帰化者の遺族年金の申請が却下されています。1952年4月1日において戸籍法の適用を受けない者は援護法の対象外にするという「戸籍条項」によって排除したのです。

1952年4月1日当時、朝鮮人は日本国籍でしたが、日本の戸籍とは違う朝鮮戸籍に入れられ、戸籍法の適用外とされました。当時、帰化できなかったため、戸籍法の適用を受けることは不可能でした。

1965年の日韓請求権協定は、この協定によって問題が「最終的に解決された」としています。そのため、以降、前述の「帰化」すれば「適用される」という扱いが変更されたのです。

しかし、同協定第2条第2項(a)は、在

日韓国人に協定は影響を及ぼさないとしており、結果的に在日は本国からも日本からも補償を受けられない谷間の存在となりました。

世界的な「歴史の精算」という流れの中で今後ますます日本社会は問われてきます。国内外で日本政府に対する戦後補償要求の声が起こっています。

企業(日産資本)と戦後補償

斎藤正樹(地上げ反対！

ウトロを守る会)

80世帯・380人の韓国・朝鮮人が住む街ウトロ(京都府宇治市)は、今、地上げの嵐の中にあります。トラック3台が乗り付けて民家を解体しようとしたり、「立ち退き」を迫る文書が各戸に送り付けられたり、裁判を起こされたりしています。

登記簿上の所有者「日産車体」が住民を無視して第三者に土地を売り渡してしまったことからこの問題は始まっています。

住民は団結して「土地対策委員会」に結集し、日本人市民の支援者も交えて「守る会」も結成されました。日産に対する直接行動も展開され、また衆議院法務委員会でも取り上げられ、8月には戦後補償をテーマに「国際平和フォーラム in ユウトロ」を開きました。裁判もいよいよ住民側の証人尋問にはいります。

在日韓国・朝鮮人の生活権を土地ごと売り渡してしまった企業の反社会的行為は許されるものではありません。徹底して日産資本を包囲していきましょう。

全国民闘連ニュース購読のお願い

「全国民闘連ニュース」は第42号から月刊になりました。これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、財政問題も重要な要素としてあり、多くの方々のご協力を得て成り立っています。

全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進めたりするために、機関誌は欠かせないものであると思います。さらに、私たちの取り組みを紹介し、仲間の輪を広げていくための橋渡しの役割も果たしています。

取り組みの輪を広げていくために、また、それを継承、発展させていくために、是非とも購読よろしくお願いいたします。

<購読料>年間3000円

*送金方法 郵便振込「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大 阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997

なお別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュースの他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りします。是非、地域運動を支えるためにご入会下さい。詳しくは、上記<お問い合わせ>まで。

誠に申し訳ありませんが、都合により今号(第51号)は、12月1日号及び1月1日号の合併号となっております。第52号は2月中旬頃発行の予定ですので、ご了承下さいますようよろしくお願い致します。

